

首都高速道路株式会社

第9回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第9期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

資料3-1

第2号議案 取締役選任の件

資料3-2

第3号議案 監査役選任の件

資料3-3

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

資料3-4

事業報告

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気は緩やかな回復基調となりました。

こうした状況の下、国内のトラック輸送量が前期を上回ったこともあり、当社の利用交通量は、普通車は前期比0.4%減、大型車は同4.4%増となり、全体としては前期比0.1%増の346.9百万台（95.0万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は316,216百万円（前期比27.1%減）、営業利益は533百万円（同91.8%減）、当期純損失は480百万円（前期は3,433百万円の当期純利益）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。距離別料金移行後ETCの利用率は、現金利用のお客様のETC利用への転換が進んだことにより平成26年3月平均が92.1%となり、前年同月比0.8%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトを改善し、またグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善、道路施設の安全性を確保するため点検の強化による損傷の早期発見、発見した損傷の補修強化、自然災害に対する管理体制の強化等に取り組んでまいりました。

このような状況の下、営業収益のうち、料金収入は、大口・多頻度割引の適用が増加したことや大雪等の自然災害の影響等により、254,443百万円(前期比0.5%減)となりました。

高速道路の新設については、中央環状線の最終区間である中央環状品川線(高速3号渋谷線～高速湾岸線間9.4km)の平成26年度中の開通に向け事業推進に努めるほか、横浜環状北線や横浜環状北西線等6路線28.3kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町JCT間改良等の実施、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比83.6%減の24,013百万円となりました。

当連結会計年度の営業収益は278,561百万円(同30.8%減)となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様がご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,813百万円(同4.2%増)となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は33,134百万円(同23.4%増)となりました。

[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、大黒PAや平和島PA(上り)において店舗をリニューアルする等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下貸貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野JCT付近の利便増進施設、社宅跡地を利用した不動産貸貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,154百万円(同15.2%増)となりました。

(2) 資金調達状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成25年7月、11月	341億円

② 有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	平成25年9月	200億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成25年12月	300億円
第12回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成26年3月	300億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成26年3月	199億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は6,339百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業：自動精算機の導入
- ・ 駐車場事業(都市計画駐車場)：
都市計画駐車場施設(トイレ、ガス消火施設等)の更新
- ・ その他の事業(休憩所)：
大黒、平和島(上り)休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・ 高速道路事業：中央環状品川線等の料金所設備の設計・新設
安全対策に係る料金所施設の拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失
該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 6 期 平成22年度	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度	第 9 期 平成25年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	298,308	292,964	433,661	316,216
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	1,393	1,715	3,433	△480
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	51.62	63.52	127.16	△17.78
純資産額(百万円)	37,210	38,956	42,413	39,005
総資産額(百万円)	479,218	555,488	516,503	605,610

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 6 期 平成22年度	第 7 期 平成23年度	第 8 期 平成24年度	第 9 期 平成25年度 当事業年度
営業収益(百万円)	296,451	290,575	431,536	313,345
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	742	875	1,694	△1,631
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	27.51	32.42	62.74	△60.42
純資産額(百万円)	32,165	33,040	34,734	33,103
総資産額(百万円)	471,340	545,642	505,624	592,956

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

中期経営計画（中期経営計画（2012～2014）～おかげさまで50年、首都高は新たな50年のステージへ～）に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

構造物の高齢化への対応として、平成25年度に行った点検・補修の強化を踏まえ、今後も、発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上を推進します。更に、長期にわたりネットワークとしての機能を維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、大規模更新等の具体化に向けた取組みを行います。

また、大地震発生時を想定した業務継続計画（BCP）の必要に応じた見直し等、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、中央環状線等の整備を進めるとともに、横浜環状北線及び横浜環状北西線を整備する等首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

営業中路線においても、交通集中による局地的な交通渋滞を緩和するため、板橋熊野町JCT間改良等の車線拡幅を行う等渋滞対策を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）の新たな展開に向けて取り組んでいきます。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、当社グループの取組みに反映します。

[高速道路事業以外の事業]

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、当社グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業や道路保全事業を拡大するとともに、アジア諸国等において、道路インフラに関する国際貢献及びコンサルティング事業の展開の拡大や道路建設やメンテナンス、料金收受システム、ITSの整備等への参画を目指します。

(10) 主要な事業内容(平成26年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

注1：駐車場事業のうち、都市計画駐車場事業につきましては、平成25年7月1日に当社から連結子会社である首都高速道路サービス(株)へ運営及び管理を移管いたしました。また、高架下等駐車場事業につきましては引き続き連結子会社である首都高速道路サービス(株)が運営及び管理を行っております。

(11) 主要な事業所(平成26年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都品川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(平成26年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	3,752 [449]	4名減 [39名増]
受託事業		
駐車場事業	106 [8]	50名増 [3名増]
その他の事業		
全社(共通)	148 [-]	1名増 [-]
計	4,006 [457]	47名増 [42名増]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,068	△16	43.4	17.7

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金收受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金收受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金收受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成26年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	1,666
(株)みずほ銀行	79
(株)三菱東京UFJ銀行	44
(株)三井住友銀行	40
(株)山梨中央銀行	27

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数 : 7名

(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

注1：特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）が平成26年4月1日に施行され、社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、同日付で、主要株主の異動が生じております。

その内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	0	0
財務大臣	13,499,997	49.99

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	わたなべ かつあき 渡辺 捷昭	
代表取締役社長	すがわら ひでお 菅原 秀夫	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	みやた としたか 宮田 年耕	
取締役	あんどう けんいち 安藤 憲一	
取締役	ただこし のりひさ 只腰 憲久	
取締役	おおにし ひでふみ 大西 英史	
監査役(常勤)	ほしげ きんじ 干場 謹二	
監査役(非常勤)	ごしま ふみあき 五島 文明	
監査役(非常勤)	ねもと ひろし 根本 博	

注1：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2：取締役大沼広氏及び監査役宇治嘉造氏は、平成25年6月27日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	干場謹二	五島文明	根本博
①当事業年度における主な活動状況	別記1	別記1	別記1
②責任限定契約に関する事項	別記2	別記2	別記2
③社外役員の報酬等の総額	別記3	別記3	別記3

別記1：社外監査役干場謹二氏及び社外監査役五島文明氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

平成25年6月27日に選任された社外監査役根本博氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記3：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	92百万円
監査役	4名	26百万円
計	10名	118百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

2：上記には、平成25年6月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬を含んでおります。

なお、平成26年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役3名です。

3：上記のほか、平成25年6月27日開催の第8回定時株主総会決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役 1名 4百万円

退任監査役 1名 2百万円

- (4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。

- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべき
と判断した事項
該当事項はありません。

- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

- (6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	6 2 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 2 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：当社は、会計監査人に対して、当社社員が会計監査人主催のセミナー（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）を受講した対価を支払っております。

- (7) 解任又は不再任の決定の方針
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成24年9月1日）

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。

内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
ただし、1頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値及び1頁から2頁中の前期
比比率並びに9頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		17,271	
高速道路事業営業未収入金		28,925	
未収入金		6,387	
短期貸付金		46,992	
たな卸資産			
仕掛道路資産	414,114		
貯蔵品	468		
その他のたな卸資産	<u>96</u>	414,679	
受託業務前払金		17,397	
前払金		2,342	
繰延税金資産		1,280	
その他		951	
貸倒引当金		<u>△ 254</u>	
	流 動 資 産 合 計		535,973
II 固定資産			
有形固定資産			
建物	14,680		
減価償却累計額	<u>△ 5,355</u>	9,325	
構築物	27,076		
減価償却累計額	<u>△ 8,013</u>	19,063	
機械及び装置	47,549		
減価償却累計額	<u>△ 20,881</u>	26,668	
車両運搬具	3,522		
減価償却累計額	<u>△ 2,214</u>	1,308	
工具、器具及び備品	2,310		
減価償却累計額	<u>△ 1,292</u>	1,018	
土地		7,794	
リース資産	342		
減価償却累計額	<u>△ 172</u>	169	
建設仮勘定		<u>989</u>	66,338
無形固定資産			
リース資産		34	
その他		<u>1,153</u>	<u>1,188</u>
投資その他の資産			
投資有価証券		150	
敷金		1,120	
繰延税金資産		394	
その他		<u>444</u>	<u>2,109</u>
	固 定 資 産 合 計		<u>69,637</u>
	資 産 合 計		<u><u>605,610</u></u>

負債の部

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	34,781	
一年以内返済予定長期借入金	82,014	
リース債務	111	
未払金	10,069	
未払法人税等	857	
預り金	253	
受託業務前受金	18,487	
前受金	617	
賞与引当金	1,349	
回数券払戻引当金	24	
損害賠償損失引当金	276	
その他	<u>3,750</u>	
流動負債合計		152,594
II 固定負債		
道路建設関係社債	213,108	
道路建設関係長期借入金	151,782	
その他の長期借入金	9,418	
リース債務	107	
役員退職慰労引当金	141	
退職給付に係る負債	39,098	
その他	<u>353</u>	
固定負債合計		<u>414,010</u>
負債合計		<u><u>566,605</u></u>

純資産の部

I 株主資本		
資本金		13,500
資本剰余金		13,500
利益剰余金		14,385
株主資本合計		<u>41,385</u>
II その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額		△ 2,770
その他の包括利益累計額合計		<u>△ 2,770</u>
III 少数株主持分		<u>391</u>
純資産合計		<u>39,005</u>
負債・純資産合計		<u><u>605,610</u></u>

連 結 損 益 計 算 書
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		316,216	
II 営業費用			
道路資産賃借料	193,684		
高速道路等事業管理費及び売上原価	113,146		
販売費及び一般管理費	<u>8,851</u>	<u>315,682</u>	
営 業 利 益			533
III 営業外収益			
受取利息	14		
土地物件貸付料	73		
固定資産受贈益	47		
負ののれん発生益	83		
その他	<u>212</u>	431	
IV 営業外費用			
支払利息	98		
固定資産売却損	18		
その他	<u>30</u>	<u>147</u>	
経 常 利 益			818
V 特別損失			
臨時損失	50		
損害賠償損失引当金繰入額	<u>276</u>	<u>326</u>	
税金等調整前当期純利益			491
法人税、住民税及び事業税			1,091
法人税等調整額			<u>△ 130</u>
少数株主損益調整前当期純損失			468
少数株主利益			<u>11</u>
当期純損失			<u><u>480</u></u>

連結株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	14,865	41,865	—	—	548	42,413
当期変動額								
当期純損失(△)	—	—	△ 480	△ 480	—	—	—	△ 480
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	—	—	—	—	△ 2,770	△ 2,770	△ 156	△ 2,927
当期変動額合計	—	—	△ 480	△ 480	△ 2,770	△ 2,770	△ 156	△ 3,407
当期末残高	13,500	13,500	14,385	41,385	△ 2,770	△ 2,770	391	39,005

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。
 連結子会社の数 15 社
 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株)
 首都高トールサービス東東京(株)
 首都高トールサービス神奈川(株)
 首都高パトロール(株)
 首都高カー・サポート(株)
 首都高技術(株)
 首都高メンテナンス西東京(株)
 首都高メンテナンス東東京(株)
 首都高メンテナンス神奈川(株)
 首都高電気メンテナンス(株)
 首都高ETCメンテナンス(株)
 首都高機械メンテナンス(株)
 首都高速道路サービス(株)
 首都高保険サポート(株)
 首都高パートナーズ(株)
- 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0 社
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産

仕掛道路資産
 個別法による原価法を採用しております。
 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品
 主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。
 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～51年
構築物	2年～45年
機械及び装置	2年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - ④ 損害賠償損失引当金
損害賠償請求に伴う今後の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 収益及び費用の計上基準
道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

工事に係る受託業務収入
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,770百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が2,770百万円減少しております。
なお、1株当たり純資産額は102.61円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債213,108百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務442,900百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務310,645百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務105,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が20,317百万円減少しております。減少額のうち892百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る19,425百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。

4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 50 百万円

2 損害賠償損失引当金繰入額
大黒JCT落雪事故の損害賠償に係る損失引当金繰入額 276 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」といいます。)と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金はETC料金にかかるカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金は債券現先取引にかかる残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。

有価証券は、当社の社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,271	17,271	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	28,925 △ 254	28,671	-
(3) 短期貸付金	46,992	46,992	-
資産計	92,935	92,935	-
(1) 高速道路事業営業未払金	34,781	34,781	-
(2) 道路建設関係社債	213,108	217,680	4,571
(3) 道路建設関係長期借入金	231,659	231,689	30
(4) その他の長期借入金	11,556	11,565	9
負債計	491,105	495,716	4,611

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 短期貸付金
短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	150

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	16,844
高速道路事業営業未収入金	28,925
短期貸付金	46,992
合計	92,762

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	67,200	85,400	48,500	12,200
道路建設関係長期借入金	79,877	2,856	76,147	3,345	65,000	4,434
その他の長期借入金	2,137	2,085	3,666	1,833	1,833	-
合計	82,014	4,941	147,013	90,578	115,333	16,634

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,430円 16銭

1株当たり当期純損失金額

17円 78銭

貸借対照表
平成26年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		10,551	
高速道路事業営業未収入金		28,928	
未収入金		6,039	
未収収益		0	
短期貸付金		47,168	
仕掛道路資産		413,931	
貯蔵品		226	
受託業務前払金		17,407	
前払金		1,036	
前払費用		199	
繰延税金資産		628	
その他の流動資産		519	
貸倒引当金		<u>△ 254</u>	
流動資産合計			526,383
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	819		
構築物	18,467		
機械及び装置	26,834		
車両運搬具	280		
工具、器具及び備品	405		
土地	268		
建設仮勘定	328	47,905	
無形固定資産		<u>334</u>	48,240
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,687		
構築物	20		
機械及び装置	2		
工具、器具及び備品	42		
建設仮勘定	9	2,762	2,762
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	121		
構築物	19		
工具、器具及び備品	6		
土地	670	817	
無形固定資産		<u>2</u>	820
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	12		
構築物	0		
建設仮勘定	0	13	13
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,510		
構築物	10		
機械及び装置	7		
車両運搬具	53		
工具、器具及び備品	254		
土地	6,843		
リース資産	65		
建設仮勘定	26	11,772	
無形固定資産			
リース資産	9		
その他	694	704	12,476
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0

vii 投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	
投資有価証券	120	
敷金	796	
繰延税金資産	43	
その他の投資等	186	2,261
固定資産合計		<u>66,573</u>
資産合計		<u>592,956</u>

負債の部

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	43,038	
その他事業未払金	3,274	
一年以内返済予定長期借入金	81,910	
リース債務	54	
未払金	925	
未払費用	158	
未払法人税等	112	
預り金	149	
受託業務前受金	18,487	
前受金	617	
前受収益	5	
賞与引当金	806	
回数券払戻引当金	24	
損害賠償損失引当金	276	
その他の流動負債	1,119	
流動負債合計		150,961
II 固定負債		
道路建設関係社債	213,108	
道路建設関係長期借入金	151,782	
その他の長期借入金	9,366	
リース債務	29	
退職給付引当金	34,591	
役員退職慰労引当金	13	
固定負債合計		<u>408,892</u>
負債合計		<u>559,853</u>

純資産の部

I 株主資本		
資本金		13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	
資本剰余金合計		13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	6,595	
繰越利益剰余金	<u>△ 492</u>	6,103
利益剰余金合計		6,103
株主資本合計		33,103
純資産合計		<u>33,103</u>
負債・純資産合計		<u>592,956</u>

損 益 計 算 書
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	254,443		
道路資産完成高	24,013		
その他の売上高	<u>19</u>	278,476	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	193,684		
道路資産完成原価	24,013		
管理費用	<u>63,264</u>	<u>280,962</u>	
高速道路事業営業損失			2,486
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	849		
駐車場営業雑収入	<u>408</u>	1,258	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,090	<u>1,090</u>	
駐車場事業営業利益			167
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	427	427	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	321	<u>321</u>	
休憩所等事業営業利益			105
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	88	88	
2. 営業費用			
高架下事業費	70	<u>70</u>	
高架下事業営業利益			18
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	33,095	33,095	
2. 営業費用			
受託業務事業費	32,723	<u>32,723</u>	
受託業務事業営業利益			<u>372</u>
全事業営業損失			1,822
VI. 営業外収益			
受取利息	12		
有価証券利息	0		
受取配当金	418		
土地物件貸付料	73		
雑収入	<u>72</u>	576	
VII. 営業外費用			
支払利息	92		
雑損失	<u>34</u>	<u>127</u>	
経常損失			1,373
VIII. 特別損失			
臨時損失	50		
損害賠償損失引当金繰入額	<u>276</u>	<u>326</u>	
税引前当期純損失			1,699
法人税、住民税及び事業税		19	
法人税等調整額		<u>△ 87</u>	<u>△ 68</u>
当期純損失			<u><u>1,631</u></u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計	
	資 本 金		資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株 主 資 本 合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	13,500	13,500	13,500	5,057	2,677	7,734	34,734	34,734	
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立	-	-	-	1,538	△ 1,538	-	-	-	
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△ 1,631	△ 1,631	△ 1,631	△ 1,631	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,538	△ 3,169	△ 1,631	△ 1,631	△ 1,631	
当期末残高	13,500	13,500	13,500	6,595	△ 492	6,103	33,103	33,103	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	3年～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
 - (4) 損害賠償損失引当金
損害賠償請求に伴う今後の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - (6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。
 - (2) 工事に係る受託業務収入
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債213,108百万円の一
 般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
 有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定
 資産29,646百万円、駐車場事業固定資産2,768百万円、休憩所等事業固定資産33百万円、高架下事業固定資産24百万
 円、各事業共用固定資産2,352百万円であります。
- 3 保証債務
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高
 速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務442,900百万円については、独立行政法人日
 本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 なお、当該債券について、当社の総財産を一般担保に供しております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害
 復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務
 310,645百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 なお、当該債務のうち、社債に係る債務105,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 重畳的債務引受け
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が20,317百万円減少
 しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち892百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務
 返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係長期借入金19,425百万円については、
 重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	508 百万円
短期金銭債務	8,583 百万円
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担
 金累計額 21 百万円

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,122 百万円
仕入高	48,698 百万円
営業取引以外の取引による取引高	423 百万円
- 2 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金	50 百万円
---------------------	--------
- 3 損害賠償損失引当金繰入額

大黒JCT落雪事故の損害賠償に係る損失引当金繰入額	276 百万円
---------------------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

(税効果会計に関する注記)

- 1 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	84 百万円
賞与引当金	287 百万円
回数券払戻引当金	8 百万円
退職給付引当金	12,328 百万円
役員退職慰労引当金	4 百万円
未払事業税	40 百万円
前受金	208 百万円
繰越欠損金	210 百万円
その他	509 百万円
繰延税金資産小計	13,683 百万円
評価性引当額	△ 13,011 百万円
繰延税金資産合計	672 百万円
- 2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正
 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開
 始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税
 率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。
 この税率変更により、繰延税金資産の金額は44百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1	ファイナンス・リース取引		
	所有権移転外ファイナンス・リース取引		
	①リース資産の内容		
	(a) 有形固定資産		
	社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。		
	(b) 無形固定資産		
	ソフトウェアであります。		
	②リース資産の減価償却の方法		
	重要な会計方針に係る事項に関する注記「2固定資産の減価償却の方法」に記載しております。		
2	オペレーティング・リース取引		
	未経過リース料期末残高相当額		
	1年内	42	百万円
	1年超	69	百万円
	合計	111	百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成26年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	191,887	百万円
1年超	8,304,376	百万円
合計	8,496,263	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接50.0%	工事等の受託	受託業務収入	12,557	-	-
							受託業務前受金の受入	372	受託業務前受金	30
									未収入金	324
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有)直接26.7%	工事等の受託	受託業務収入	15,445	-	-
							受託業務前受金の受入	10,923	受託業務前受金	6,694
									未収入金	1,067
				医療費助成拠出金の支払(注3)	50	-	-			

(注1) 国土交通省及び東京都と協議の上、協定を締結しております。

(注2) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注3) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

(注4) 平成26年4月1日付で、国土交通大臣所有の当社株式は、財務大臣の所有となったため、主要株主が国土交通省(国土交通大臣)から財務省(財務大臣)に異動しております。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,376,311	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1) (注2)	193,684	高速道路事業営業未払金	16,952
						道路資産完成高	道路資産完成高	24,013	高速道路事業営業未収入金	5,218
						借入金等の連帯債務	債務引受けに伴う借入金等債務の減少額 (注3)	20,317	高速道路事業営業未払金	15
						資金の借入	債務保証 (注3) (注4)	753,545	—	—
						資金の借入	資金の借入 (注5)	34,112	道路建設関係長期借入金	166,659

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成25年3月21日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成26年3月14日付で一部変更しております。なお、これによる当事業年度の道路資産賃借料の支払額の変更はありません。
- (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,226 円05銭
1株当たり当期純損失金額	60 円42銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年6月3日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年6月3日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅田 裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成25事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株

主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月10日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 干 場 謹 二 ⑩

監査役(社外監査役) 五 島 文 明 ⑩

監査役(社外監査役) 根 本 博 ⑩

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期業績を踏まえ、高速道路事業に係る損失について、下記のとおり、別途積立金の一部を取り崩すこととさせていただきたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	2, 521, 530, 415円
-------	-------------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	2, 521, 530, 415円
---------	-------------------

第 2 号議案 取締役選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
1	渡辺 捷昭 (昭和 17 年 2 月 13 日生)	昭和 39 年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社入社 昭和 57 年 7 月 トヨタ自動車株式会社に社名変更 平成 9 年 6 月 同 常務取締役 平成 11 年 6 月 同 専務取締役 平成 13 年 6 月 同 取締役副社長 平成 17 年 6 月 同 取締役社長 平成 21 年 6 月 同 取締役副会長 平成 23 年 6 月 同 相談役 現在に至る 平成 24 年 9 月 首都高速道路株式会社取締役会長 現在 に至る	—
2	菅原 秀夫 (昭和 22 年 5 月 8 日生)	昭和 41 年 5 月 東京都採用 平成 15 年 6 月 同 主税局総務部長 平成 17 年 7 月 同 主税局長 平成 19 年 5 月 同 副知事 平成 22 年 3 月 同 辞職 平成 22 年 6 月 日本自動車ターミナル株式会社代表取締 役社長 平成 24 年 6 月 首都高速道路株式会社代表取締役社長 現在に至る	—
3	宮田 年耕 (昭和 24 年 10 月 27 日生)	昭和 50 年 4 月 建設省採用 平成 17 年 4 月 国土交通省九州地方整備局長 平成 18 年 7 月 同 道路局長 平成 20 年 7 月 同 退職 平成 22 年 10 月 首都高速道路株式会社顧問 平成 23 年 7 月 同 常務執行役員 平成 24 年 9 月 同 取締役常務執行役員 平成 25 年 10 月 同 代表取締役専務執行役員 現在に至 る 経営企画部門、社長特命事項担当	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
4	安藤 憲一 (昭和26年1月25日生)	昭和49年4月 首都高速道路公団採用 平成15年12月 同 計画部長 平成17年10月 首都高速道路株式会社計画・環境部長 平成18年9月 同 建設事業部長 平成22年7月 同 東京建設局長 平成22年9月 同 執行役員(東京建設局長) 平成23年7月 同 常務執行役員 平成24年9月 同 取締役常務執行役員 現在に至る 建設事業(建設企画関係)、技術、保全・交通部門担当	—
5	只腰 憲久 (昭和24年8月1日生)	昭和47年5月 東京都採用 平成13年7月 同 都市計画局施設計画部長 平成14年4月 同 都市計画局都市基盤部長 平成15年6月 同 知事本部次長 平成16年7月 同 流域下水道本部長 平成18年7月 同 都市整備局技監 平成19年6月 同 都市整備局長 平成21年7月 同 退職 平成21年7月 (財)東京都公園協会理事長 平成22年7月 (財)東京都新都市建設公社理事長 平成24年9月 首都高速道路株式会社 取締役常務執行役員 現在に至る 計画・環境部門、大規模更新担当	—
6	大西 英史 (昭和30年1月5日生)	昭和54年4月 首都高速道路公団採用 平成17年9月 同 営業部ETC推進室長 平成17年10月 首都高速道路株式会社営業部ETC推進室長 平成18年7月 同 営業部付(トラスティーロード株式会社) 平成20年7月 同 営業部付(首都高トールサービス西東京株式会社) 平成21年7月 同 総務・人事部長 平成22年9月 同 執行役員(総務・人事部長) 平成25年6月 同 取締役執行役員 現在に至る 財務、事業開発部門担当	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第 3 号議案 監査役選任の件

監査役全員（3名）が本總會終結の時をもって任期満了となることから、及び監査役の1名増員のため、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数の数
おお 橋 亘 (昭和 37 年 3 月 10 日生)	昭和 59 年 4 月 警察庁採用 平成 19 年 5 月 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 平成 20 年 1 月 島根県警察本部長 平成 22 年 3 月 中国管区警察局総務監察・広域調整部長 平成 22 年 8 月 科学警察研究所総務部長 平成 24 年 8 月 皇宮警察本部副本部長 現在に至る	—
ね 本 博 (昭和 27 年 4 月 22 日生)	昭和 51 年 4 月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 12 年 7 月 同 社長室担当部長兼法務部コンプライアンス室担当部長兼検査部担当部長 平成 13 年 6 月 同 グループ事業企画室長 平成 14 年 6 月 安田企業投資株式会社へ出向 平成 16 年 7 月 株式会社損害保険ジャパン金融法人開発部長 平成 19 年 4 月 同 執行役員金融法人部長 平成 21 年 6 月 損保ジャパンDC証券株式会社代表取締役社長 平成 24 年 4 月 同 代表取締役会長 平成 25 年 6 月 首都高速道路株式会社 監査役 現在に至る	—
はま 田 道代 (昭和 22 年 11 月 25 日生)	昭和 47 年 4 月 名古屋大学 法学部助手 昭和 49 年 4 月 同 法学部助教授 昭和 60 年 4 月 同 法学部教授 平成 11 年 4 月 同 大学院法学研究科教授 平成 20 年 4 月 同 法科大学院長 平成 21 年 4 月 同 名誉教授 現在に至る 公正取引委員会委員（平成 26 年 3 月まで）	—

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
ともえ まさ お 巴 政雄 (昭和28年11月23日生)	昭和51年4月 東京急行電鉄株式会社 入社 平成15年4月 同 財務戦略推進本部財務部統括部長 平成17年4月 同 執行役員、財務戦略室副室長兼財務部統括部長 平成18年6月 同 財務戦略室長 平成19年6月 同 取締役 平成23年4月 同 常務取締役 平成26年4月 同 専務取締役 現在に至る (他の法人等の代表状況) 東急ファイナンスアンドアカウンティング株式会社 代表取締役社長 東急保険コンサルティング株式会社 代表取締役社長	—

注1：監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注2：大橋亘氏、根本博氏、浜田道代氏及び巴政雄氏は、会社法第335条第3項に定める社外監査役の候補者であります。

注3：大橋亘氏には、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

注4：根本博氏には、金融機関における豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

注5：浜田道代氏には、商法に関する深い専門知識及び公正取引委員会委員等の豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

注6：巴 政雄氏には、公共交通を担う鉄道会社等における財務分野をはじめとした豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

第 4 号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任する監査役五島文明氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
ご しま ぶん ぶん 五 島 文 明 (昭和 21 年 2 月 21 日生)	平成 24 年 6 月 首都高速道路株式会社監査役 (非常勤) 現在に至る